

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

<位置・面積>

富山市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は東西60km、南北43kmで、面積は1,241.74km²と富山県の約3割を占めている。また、総面積の69.2%を森林が占めており、森林面積の32.8%は国有林(中部山岳国立公園等)となっている。

<自然的要因>

◇地 勢

富山市の東南部には急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっている。また、常願寺川神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。

このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。

また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帯水層を形成している。しかし、地震動による液状化が発生しやすい。

◇気象概況

①春 冬から夏の転換期の初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

②夏 梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。

梅雨明け後は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

③秋 移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天気となる。

④冬 西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。

海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときは、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

市内には、洪水で重大な被害が生じるおそれのある河川が多く流れており、富山市の「洪水ハザードマップ」によると、想定し得る最大規模の降雨により、平野部の広い範囲で、浸水深 0.5m以上の浸水の発生が想定されている。

特に、一級河川常願寺川や神通川が氾濫した場合の影響が大きく、常願寺川の氾濫では、富山平野の扇状地を浸水が広がることで、市中心部まで洪水の影響が及ぶことが想定されている。一方、神通川の氾濫では、神通川沿いに深い浸水が想定されるほか、熊野川や井田川の合流部や、宿泊、飲食、サービス業が多く立地する交通結節点である富山駅の周辺のおよそ大半は家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。

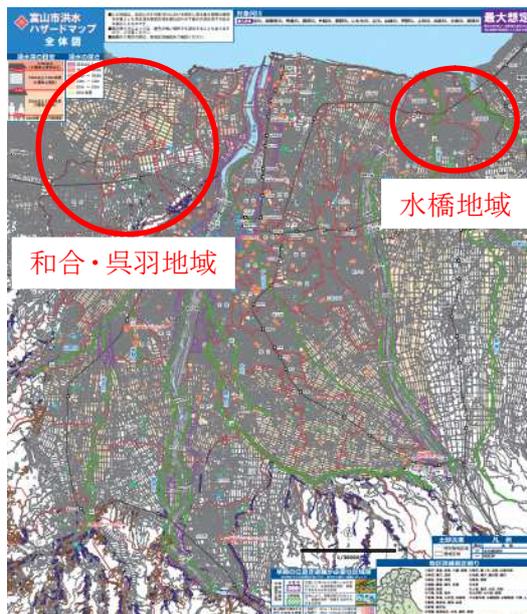


図 1. 富山市洪水ハザードマップ（全体図）

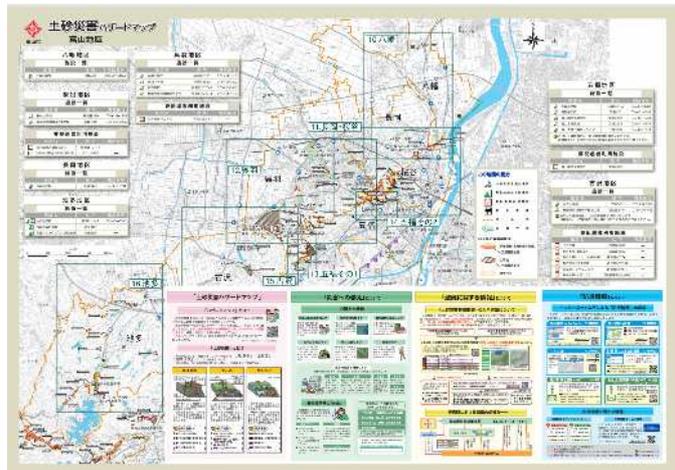


図 2. 富山市土砂災害ハザードマップ（富山地域）

（土砂災害：ハザードマップ）

富山市の「土砂災害ハザードマップ」によると、富山市西部の呉羽丘陵周辺や南部の中山間地域には、がけ崩れ等土砂災害が生じるおそれのある区域が複数存在する。

これらの区域に近接して、住宅や事業所、大学等の教育施設が複数立地している。

（地震 J SHIS）

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、当所が位置する地点は震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 1.9%の確率で発生すると示されている。

（その他）

富山市内には、神通川や常願寺川などの大河川に加え、複数の中小河川や排水路等が流れており、これまでも集中豪雨に伴う内水氾濫による浸水被害に見舞われている。

（感染症）

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（出典：平成28年経済センサス活動調査）

商工業事業者数	小規模事業者数
20,359社（者）	18,011社（者）

【内訳】

	業種	事業所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	1,454	市内に広く分散している
	卸売業、小売業	5,469	堀川、総曲輪、光陽、広田が多い
	建設業	2,204	市内に広く分散している
	不動産業、物販賃貸業	1,037	〃
	宿泊業、飲食・サービス業	2,319	総曲輪、八人町、愛宕に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	1,740	市内に広く分散している
	その他業種（医療、学術、教育等）	6,136	〃
	合計	20,359	

(3) これまでの取組状況

1) 富山市の取組

- ①富山市危機管理基本指針の策定
- ②富山市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ③被災者用支援物資及び衛生用品等の備蓄
- ④富山市業務継続計画の策定
- ⑤富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 本会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業の災害発生時の備え・必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を広報媒体（会報誌、HP等）でのPRや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者BCP関連の策定支援

中小企業・小規模事業者に対し「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙、「事業継続力強化計画」（国認定）への取組推進と策定支援に取り組んでいる。

③事業者BCPセミナーの周知

富山県商工会連合会主催や関係機関で開催されるBCP関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

④商工会が扱う多様なリスクに備えた損害保険への加入促進

会員の災害による多様なリスクに対応する為、休業対応応援共済やビジネス総合保険制度、業務災害補償プランや情報漏洩賠償責任保険制度などへの加入促進を行っている。

また、事業者の火災や地震等への対策として、富山県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

⑤新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受ける又はその恐れがある事業所を対象として経営相談窓口を設置。融資や支援制度活用において相談やサポートを行っている。

⑥防災時連絡網の徹底と防災備品の確保

防災時緊急連絡網の安全管理体制を敷き、当会では、緊急時の対応に医薬品・携帯ラジオ・懐中電灯・ロープ・カラーコーン・スコップ・救急用具等を備えている。今後、非常食（災害備蓄用パン、飲料水等）などの備蓄を計画している。

⑦富山市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

防災・減災にかかる情報を密にする連携体制を構築する必要がある、災害発生時の被災情報や発災後の対応に関する情報はもちろん、事前対策として災害時の対応方法、連絡手段の事前共有など事業者の事業継続支援を促進する必要がある。

① 緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制と災害時の対応

緊急時において事業者への支援対策を実施するにあたり、手段・対応方法など連携・協力体制が具体化されていない。また緊急災害時における円滑な取り組みについてのマニュアルがなく、対応などに課題がある。富山市と連携し早急に作成する必要がある。

②事業者BCP策定の周知・支援

事業者は、様々な経営課題がある中では、BCP策定に対する優先順位が低い上に非常時の備えまではなかなか手が回っていない。普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体もそれぞれ取り組んでいることから、関係機関との連携による取組強化が必要である。

③事業者支援におけるスキル及びツール不足

発災時において商工会の支援機能が停止する事のないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有を図る事が必要である。

④感染症「新たな脅威」への対策不足

新型ウイルス感染症の対策が不十分であり、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えマスクや消毒液の備蓄、リスクファイナンス対策などの周知が必要である。

III 目標

本会と富山市が一体となり、更には富山市内の南商工会、八尾山田商工会、会議所とも連携を行い、それぞれの役割を確認・担当する事によって災害発生の際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる中小企業・小規模事業者を多く輩出し、有事の際にも中小企業・小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを目標とする。

①緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制と災害時の対応

当会と行政機関が発災時における連絡体制を円滑にするため、被害情報報告ルートを構築する事や、自然災害発生時にも速やかに復興支援策が履行できるように、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

②事業者BCP策定の周知・支援

地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害や感染症がもたらす経営リスクの認識を深めてもらい、実効性のあるBCP対策の必要性を周知徹底する。

③事業者支援におけるスキル及びツール不足

商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する為、VPN接続による商工会グループウェアや、クラウド型経営支援ツールを活用し作業データのクラウド化などを強化する。

④感染症「新たな脅威」への対策

新型ウイルス感染症は、基本的に人と人との接触が大きなリスクとなり小規模事業者の事業活動や業務の停滞が生じる事となる。「海外感染拡大発生期」、「国内感染者発生期」、「全国感染拡大～蔓延期」、「社内感染者発生期」には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】 本会 R4.4.1 現在

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			事業継続力強化計画	BCP
2,080	1,829	令和5年度	2件	1件
		令和6年度	2件	1件
		令和7年度	3件	2件
		令和8年度	3件	2件
		令和9年度	3件	2件

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和5年4月1日～令和10年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と富山市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

富山市の地域防災計画や県の「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に、速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスク周知

① 広報媒体や巡回・窓口相談等における注意喚起と啓発活動

会報やホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、事例紹介等や、巡回・窓口相談時に富山市のハザードマップを用いながら、自然災害等のリスク把握及び対策の重要性を喚起する。リスクファイナンス活用に向け損害保険会社と連携した巡回による啓発活動も行う。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

BCPの具体的策定手法や、事前対策として災害リスクにどう向き合い、何を考えて明文化しておくべきなのかについて等のセミナーを開催する。

③ 事業者BCP策定に関する支援

BCP策定支援に関わる職員向けに、リスクマネジメントの基礎や管内の災害リスク、策定等に関する研修(勉強会)を開催し、職員の支援スキルの向上を図る。

また、専門家派遣制度等を活用し策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社から事業者BCP策定フォーマットや各種情報の提供を受けながら計画策定支援を進めることとする。

④ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、ICTやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

⑤ 感染症への対応

新型のウイルス感染症は、およそ10年から40年の周期で発生しており、感染状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し冷静に対応する事を周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策について事業者に周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

上記いずれも地域管轄が3支部にわかれるため、より連携が重要である。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、令和5年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画の作成を検討する。

3) 関係団体等との連携

関係団体等(工業団地、商店街等のカード会・スタンプ会、政府系・民間金融機関、損害保険会社等)との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策(各種保険の紹介)等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

4) フォローアップ

本会を中心に、富山市、政府系・民間金融機関などの関係機関により、状況確認や改善点等について必要に応じて協議する。

また巡回指導等による、管轄内の中小企業・小規模事業者等のBCP策定状況の把握並びに策定にかかるフォローに努める。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等を含めた会館等で火災が発生したと仮定し、富山市との連絡ルートの確認等を行う。普段より連絡体制の確認をする。(訓練は必要に応じて実施する。この場合、本会支部別となる。)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による災害時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

発災後速やかに(3時間以内を目標とする)役職員の安否確認を行う。

安否確認の際には、様々な通信手段(携帯電話・メール・LINE等)を活用し、A: 本人・家族の被災状況、B: 大まかな被災状況(近隣の家屋被害や道路状況)、C: 出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報収集を行う。職員の勤務時間内における安否報告は、口頭で事務局長に報告する事とし勤務時間外や事務所外の場合は、携帯電話・メール・LINE等を使い、事務局長が不在の場合は各支所長・主任経営指導員等へ報告する。

また、発災後3時間以内には、富山市と当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

② 感染症発生時の対処

国内感染者発生後には、役職員の体調確認を行うとともに、当会(各支部事務所)の消毒、職員の検温・体調管理・手洗い・うがい等の徹底を行う。

また、国・県・市から発出される情報を注視し、当会における必要な感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

本会の管轄地域(3支所管轄)における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策として次の業務を想定している。

A: 緊急相談窓口の設置・相談業務

B: 被害状況の調査、経営課題の把握業務

C: 復興支援策を活用するための支援業務

本会では、早急に緊急対策本部(会長・副会長、管理職及び主任経営指導員を想定)を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

本会と富山市は、必要に応じて随時連絡を取り、被害状況を共有する。

○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害状況の把握	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務 C：復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域について、大規模な被害が生じているものとする。

本計画において、当会と富山市とは以下の間隔で被害情報等を共有する。（情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする。）

発災後～1週間	1日に5回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
1ヶ月以内	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

感染症発生時には、富山市で取りまとめられた「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、在宅によるテレワークなどの交代勤務を導入するなどの体制維持に向けた対策を行う。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

自然災害発生時に、地区内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
（避難ルートや避難場所の確保、行動計画表の作成）
- ・本会と富山市にて被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法について予め確認しておく。

- ・本会与富山市が共有した被害額を県が指定する方法により本会より県へ報告する。
- ・管轄地区内事業者の被害状況を確認する。実態調査に際しては、以下の被害実態調査票(様式1)を利用する。

(様式1)

被害実態調査票

調査年月日: 年 月 日()

AM・PM 時 分~ 時 分

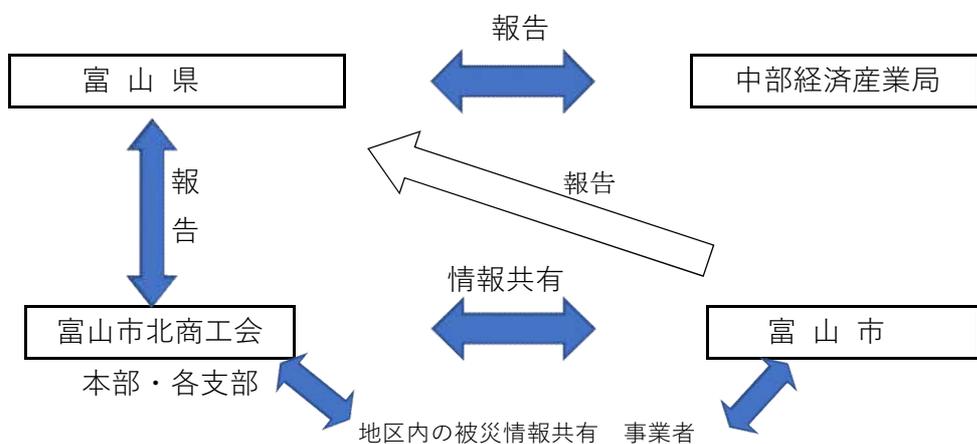
支部

調査員名:

	事業所名	地区・支部名	業種	従業員数	被害品目	被害額	被害状況	備考
例	○△商店	○○地区・支部	小売業	○人	建物	○○万円	・ヒアリング内容	
1								
2								
3								
4								
5								

- ・富山市と当会にて共有した情報については、当会より県が指定する方法にて報告する。
(感染症流行の場合は、国や県の方針に基づき対応する)

【連絡体制図】



※市内連携団体(随時)

富山市南商工会・富山市八尾山田商工会・富山商工会議所

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法については、富山市と相談する。
- ② 本会は、国等の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ③ 相談窓口は、安全性が確認された場所にて設置する。
- ④ 感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。
- ⑤ 本会地区内の中小企業、小規模事業者の被害状況を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した中小企業・小規模事業者に対して支援を行う。

被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を県等(富山市、富山県商工会連合会(全国連)など)に相談する。

※その他

上記内容に変更が応じた場合には、速やかに県(地域産業支援課)へ報告する。

(別表2)

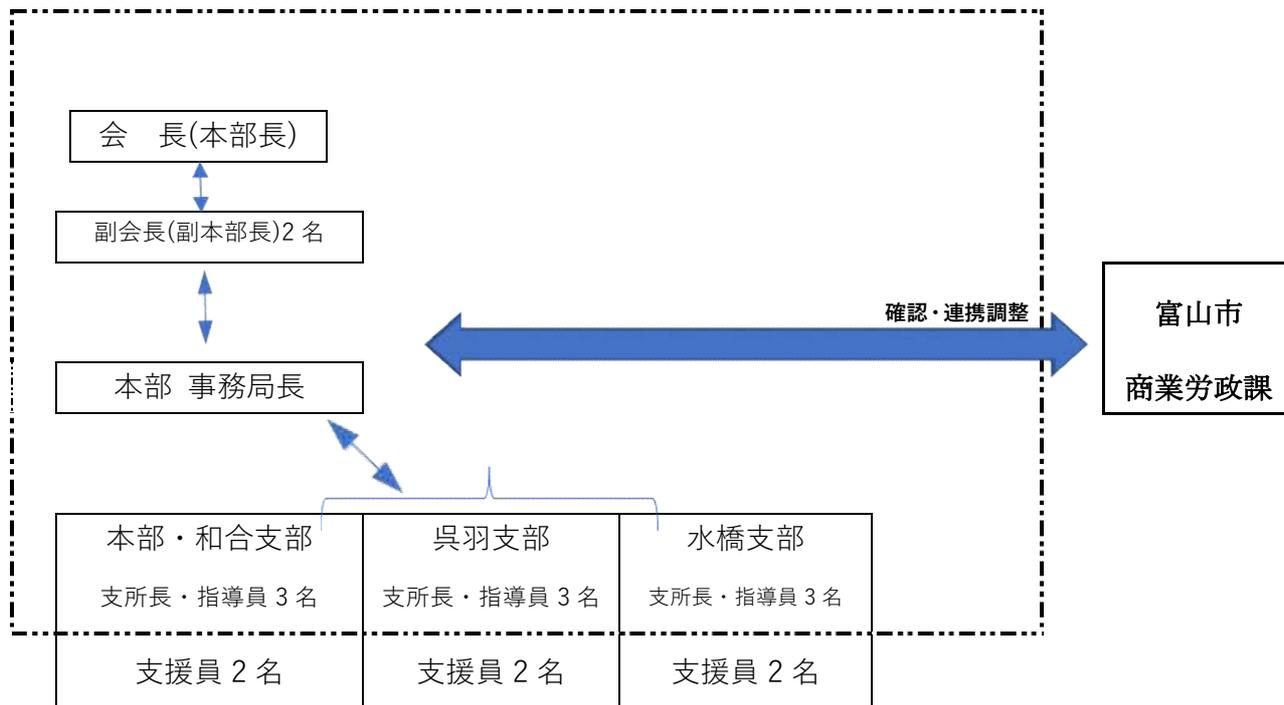
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)

【富山市北商工会 事務局体制】



※上記の事務局体制の囲み部分は「緊急対策本部の想定メンバー」
(各支部指導員以上)

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

【氏名】 堀井 雅俊

【連絡先】 富山市北商工会 TEL076-435-5588

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

富山市北商工会 本部

〒930-2243 富山県富山市四方 385-28 番地

TEL:076-435-5588 / FAX:076-435-4215

E-mail:toyamakita@shokoren-toyama.or.jp

② 関係市町村

富山市 商工労働部 商業労政課

〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番-38 号

TEL:076-443-2070 / FAX:076-443-2183

E-mail:syogyorosei-01@city.toyama.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部 地域産業支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL : 076-444-3251 / FAX : 076-444-4402

E-mail:achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、情報収集の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

上記内容に変更が応じた場合には、速やかに県(地域産業支援課)へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	400	450	450	450
1. 専門家派遣 ・ 個社支援・専門家派遣	120	120	170	170	170
2. セミナー開催費 ・ 事業者BCP策定セミナー	130	130	130	130	130
3. パンフ、チラシ作成費 ・ ポスター・チラシ印刷	100	100	100	100	100
4. 防災、感染症対策費 ・ 医薬品、防災グッズ備蓄	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、会費収入、事業等収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

